

第4次 岡崎市地域福祉計画

施策編

令和4年3月

岡崎市／社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会



地域社会は困っている人を見過ごさず、行政は相談の垣根を低く！

この度、第4次岡崎市地域福祉計画の策定に関わる機会をいただきました。

いわゆる「コロナ禍」での策定となり、第3次計画までの策定過程に比べると、やや慌ただしい中での取りまとめとなりましたが、所管課の努力もあり、要所要所で市民の意見や委員会での議論を集約して計画に反映できたものと認識しています。

一般論として、地域福祉の推進に異論を唱える人は少ないと思いますが、市民にとって地域福祉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などに比べて、具体的なイメージが持ちにくいというのが正直なところだろうと推察します。

市民が、生まれてからその生涯を閉じるまでの間に、一度も福祉に接点を持つことなく生活できるとすれば、それはそれで幸せな人生なのかもしれません。しかしながら、市民のライフステージ上には、多かれ少なかれ、福祉に関わる場面があり得ます。あまり認知されていませんが、保育所も福祉施設ですし、寿命の延伸で誰もが高齢期にどのような暮らしを営むかを考えなければならない時代になっています。当然、高齢期には介護が必要になる人もいますし、「コロナ禍」でみられるように人生の途中で思いがけなく生活が困窮し、福祉サービスを利用せざるを得ない場合もあります。こうした事態に備えるためのセーフティネットとしても、福祉は必要な仕組みの一つです。

ただし、上述の福祉の担い手が、主に専門家といわれる人や専門機関であるのに対して、地域福祉では、住民参加、住民の主体性、公（行政）と民（市民や事業所）の協働が求められます。

経済成長が堅調だった時代は、福祉施策の多くは公（国や自治体）に委ねられましたが、低成長下においては、公的福祉を求めつつも、地域ででき得ることは市民が知恵を出しあい、話しあいながら、自分たちで解決する必要が高まっています。いわゆる公助、互助、自助のバランスをどのように考えるかについては様々な議論がありますが、今日の地域福祉や国の提唱する「地域共生社会」は、すべてを公に委ねるという志向ではなく、市民が専門家の力

も活用しながら身近な生活課題を共有し、ともに解決していこうとするチャレンジです。これ自体は、とても大切なことです。

もちろん、個々の市民は、日々の生活で手一杯ですし、サラリーマンの雇用の延長もあり、以前のように「定年退職後は地域活動を！」というような呼びかけが難しくなっているのも事実です。

こうした中で大切な視点の一つは、地域で困っている人を見過ごさない（放置しない）、困っている人に手を差し伸べる、自分が助けるには荷が重ければ然るべきところにつなぐという姿勢です。「自己責任」という言葉がメディアで使われ出した頃から、困っているのに誰にも相談しない人、困っているのに我慢する人が増えているといわれています。昨年大きく報道された「ヤングケアラー問題」にもそうした背景がありました。しかし、地域社会には困っている人の存在に早い段階で気づけるという機能があり、早く見つけて早く対応することで救われる人たちもいます。

今般、市役所に「ふくし相談課」が新設されましたが、私は漢字の「福祉」ではなく、あえて平仮名で「ふくし」と表記したことと「相談課」を標榜することで、行政が相談の垣根を低くし、改めて市民に寄り添う姿勢を示したものと評価しています。こうした動向も踏まえ、広範な市民と関係機関の皆さんには、本計画を通読し、各々が地域福祉に貢献できることは何かを考える機会としていただければ幸いです。

令和4年3月

岡崎市地域福祉計画推進委員会委員長
(日本福祉大学中央福祉専門学校長)

長岩 嘉文

目 次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間.....	2
第2章 計画の基本理念と目標.....	3
1 基本理念	4
2 基本目標	5
3 施策体系	6
第3章 地域福祉と一体的に展開する取組.....	7
1 重層的支援体制整備事業の推進（岡崎市重層的支援体制整備事業実施計画）	8
2 SDGsの推進	16
3 成年後見制度の利用促進（岡崎市成年後見制度利用促進計画）	17
4 再犯防止の推進（岡崎市再犯防止推進計画）	24
第4章 施策の基本方針.....	27
1 お互いを認め支えあう心を育て、地域のつながりを深めましょう.....	28
2 安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう	31
3 こころ豊かに暮らす地域社会をめざしましょう	39
第5章 計画の推進・進捗管理体制.....	45
1 計画の推進体制	46
2 計画の進捗管理体制	46
資料編.....	47
1 用語解説.....	48
2 計画の策定経過	52
3 岡崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	53
4 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	54
5 岡崎市地域福祉計画事業検討部会員名簿.....	55
6 岡崎市地域福祉計画事業検討部会運営規程	56

第 1 章

計画の基本事項

1 計画の位置づけ

「第4次岡崎市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、社会福祉協議会が推進する「地域福祉活動計画」と一体化し、地域福祉を推進していくための共通理念や福祉ビジョンとそのための基盤や体制をつくり、総合的な方向性を示すものです。

本計画は、岡崎市（以下、「本市」という）のまちづくりの方針を示す「岡崎市総合計画」の下位計画として位置づけます。また、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

くわえて、本計画の一部を、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定される「地方再犯防止推進計画」と位置づけます。

2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

■計画の期間

計画名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
岡崎市総合計画	第7次									
岡崎市地域福祉計画	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次	第4次
岡崎市障がい者基本計画	第5次									
岡崎市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期	第6期・第2期
岡崎市地域包括ケア計画	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期	第8期
岡崎市子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期	第2期
健康おかざき 21 計画	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次	第2次
岡崎市自殺対策計画	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期	第1期

第 2 章

計画の基本理念と目標

1 基本理念

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進は、地域住民の暮らしに関わる地域生活課題への包括的・重層的な対応を地域づくりとあわせて進めることです。

社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いが支えあっていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であるかもしれません。

しかしながら、誰もが主観的に幸せになってほしい、誰もが岡崎で暮らして良かったと思える「まち」でありたいという願いは強く、「第2次岡崎市地域福祉計画」から「みんなで築く ホッとなまち 生き生きと暮らせる 支えあいのまち」を基本理念に掲げて地域づくりを推進してきました。

本計画においても引き続きこの基本理念を掲げ、地域共生社会の実現に向けた挑戦を続けます。

■基本理念

みんなで築く ホッとなまち
生き生きと暮らせる 支えあいのまち



2 基本目標

（１）お互いを認め支えあう心を育て、地域のつながりを深めましょう

地域福祉についての周知、啓発により地域福祉活動へのきっかけづくりを行い、身近な手助けを必要とする人の声に気づくことができるような思いやりの心を育てていきます。また、地域での交流を深めたり、居場所づくりを通じて、地域のつながりの強化を図ります。

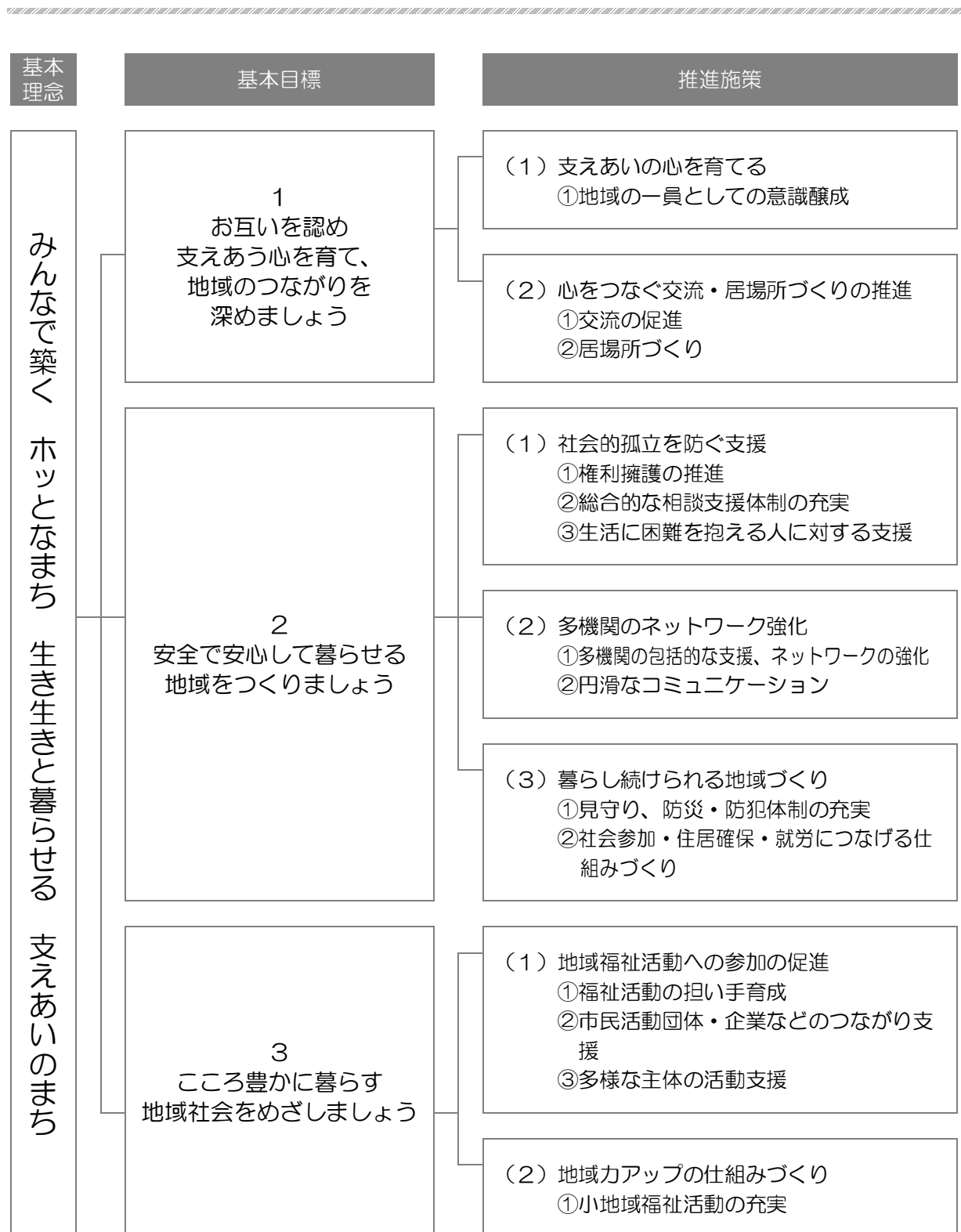
（２）安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう

生活困窮や社会的孤立などの地域生活課題に対応した包括的な支援体制の構築や福祉サービスの適切な利用促進をめざすとともに、地域・市・社会福祉協議会の連携をはじめ、専門機関との連携体制の強化を図り、多様なニーズに応じた仕組みづくりに取り組みます。

（３）こころ豊かに暮らす地域社会をめざしましょう

地域での活動を維持するため、また、活動を次の世代に引き継いでいくため、福祉活動の担い手づくりや活動団体の体制強化の推進を図ります。

3 施策体系



第 3 章

地域福祉と一体的に展開する取組

1 重層的支援体制整備事業の推進

(岡崎市重層的支援体制整備事業実施計画)

(1) 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業では、身近な拠点の設置とアウトリーチ活動による相談、多機関による包括的な相談支援、住民が主体的に地域の課題を解決するためのつながり力の向上のための参加支援と地域づくりをしていきます。

具体的には、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業から成り、①から⑤までの事業を一体的に実施するための関係機関の支援体制づくりをしていきます。実施体制は下記の表のとおりです。

また、本市は、こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）を統合拠点として設置し、各分野の相談機関や地域型拠点である地域包括支援センターとのネットワークによる、基本型（一部統合型・地域型）の体制を組んでいます。

■重層的支援体制整備事業の実施体制

◎相談支援

機能	事業	相談窓口	設置数	委託
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	基幹型地域包括支援センター	1	有
		地域包括支援センター	20	
	障がい者相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	1	有
		障がい者相談支援事業所	4	
	利用者支援事業	総合子育て支援センター	1	無
		保健所	1	無
		こども子育てサポートフロア（ここサポ）	1	無
	自立相談支援事業	ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）	1	有
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		—	有
多機関協働事業	多機関協働事業		—	無

◎参加支援

機能	実施機関	委託
参加支援事業	社会福祉協議会	有

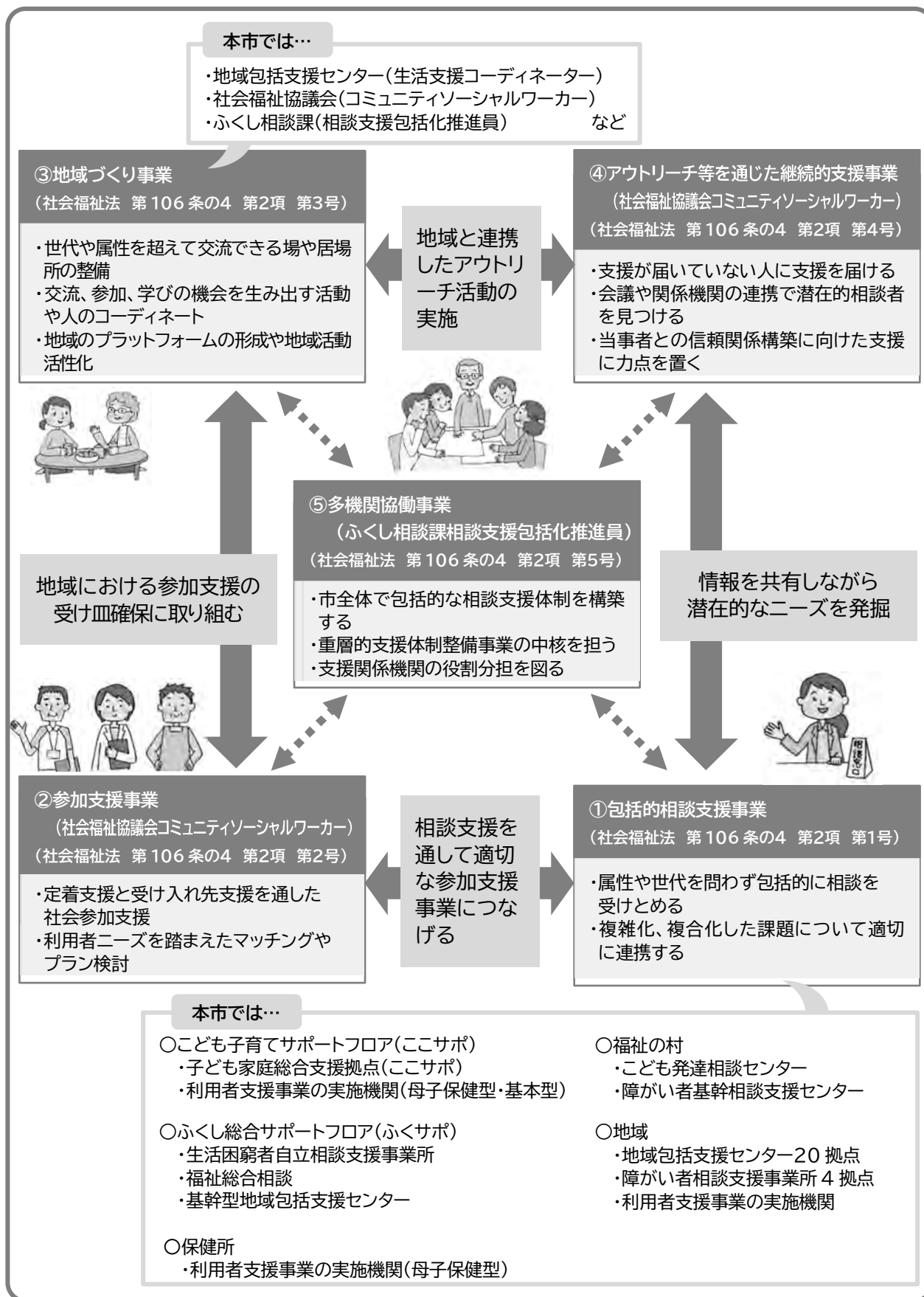
◎地域づくり

機能	事業	実施機関	事業内容
地域づくり事業	一般介護予防事業	市	介護予防教室の実施 ごまんぞく体操の実施
	生活支援体制整備事業	地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
		基幹型地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
	地域活動支援センター事業	愛恵協会	生活支援センター山中の運営
		岡崎ウェルフェアサポート	友愛の家の運営
	地域子育て支援拠点事業	市	つどいの広場の運営
			総合子育て支援センターの運営
			地区子育て支援センターの運営
	生活困窮者等のための地域づくり事業	社会福祉協議会	子ども食堂などへの支援 コミュニティソーシャルワーカーによる支援

■重層的支援体制整備事業の配置人員

事業名	実施機関	実施主体	配置人員
参加支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	1人以上
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	2人以上
多機関協働事業	市	相談支援包括化推進員	4人程度

■重層的支援体制整備事業の全体像



（２）基本方針

本市では、住民一人ひとりがお互いを認め支えあうことで、誰もが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現をめざしています。

近年、これまで家庭や職場・学校などが果たしてきた助けあいや支えあいを受けられない、既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられます。住民一人ひとりが自分らしい生活を送るには、家庭や職場・学校以外の地域やコミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見出すことが必要です。地域とのつながりが希薄な世帯については、本人の意向を尊重しつつ、当事者と支援者が多様な方法で継続的につながり関わりあいを持てるように、当事者の力を引き出し課題解決を図るための地域づくりが求められます。

本市では、令和３年４月に「ふくし相談課」を新たに設置し、相談支援の強化を進めてきました。また、額田地域では額田福祉総合相談窓口「ふくまど」を設置し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受けとめ、関係機関へつなぐ体制を整備するとともに、ふくまど季刊誌の発行やアウトリーチ活動を先駆的に進めてきました。各地域では学区福祉委員会が中心となって特性に応じた地域福祉活動が進められています。潜在的な相談者の早期発見においては、民生委員児童委員・主任児童委員、学区福祉委員等をはじめとした地縁組織の果たす役割の重要性が増しています。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源などだけでなく、自治振興、居住支援、農業振興、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会づくりの構築をめざします。

■重層的支援体制整備事業の基本的な理念

- 多様な相談拠点とアウトリーチ活動による身近な相談
- 本人・世帯が抱える困りごとの包括的な受けとめと多機関による包括的な支援
- 信頼関係を基盤とした本人の力を引き出す継続的な支援
- 住民が主体的に地域の課題を解決する力を高める支援
- 市民活動団体や企業などのつながりによる地域づくり

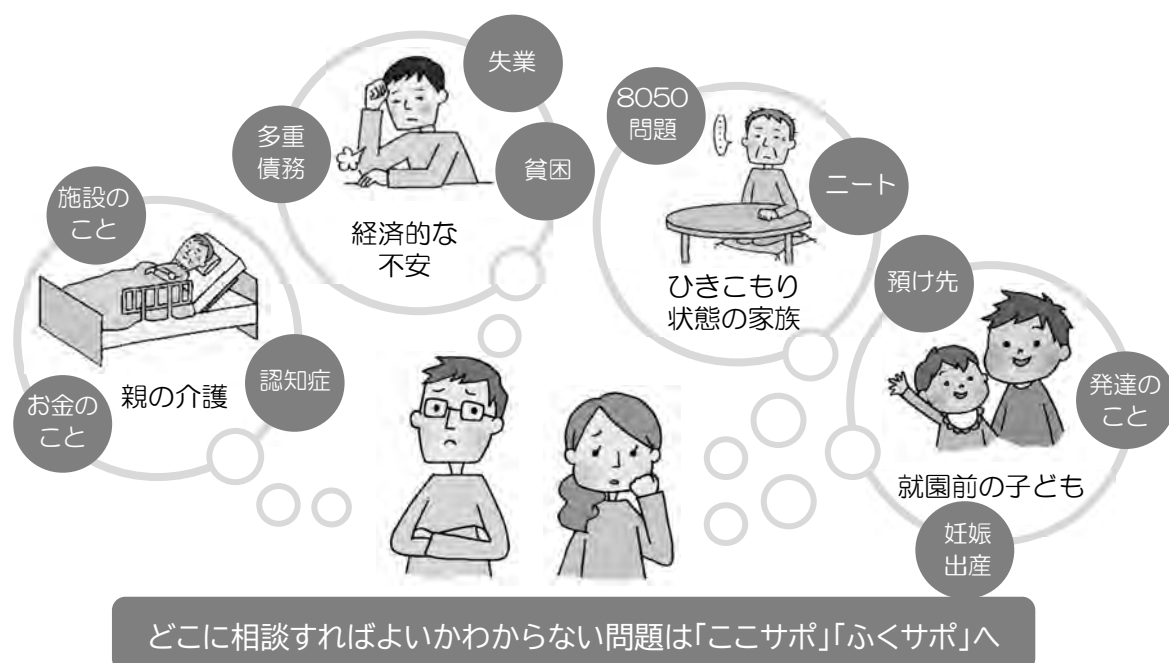
(3) 具体的な取組

① 市役所における総合相談体制の構築

事業の概要

令和3年4月から庁舎内のレイアウトを変更し、こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に福祉相談支援機関を集約しました。

子育て、介護、生活困窮、障がいなど複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受けとめるための体制を整えました。



本市の方針

住民に相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携や役割の理解に努めます。また、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けて、相談支援包括化推進員を中心に体制整備に取り組みます。

具体的な取組

妊娠、出産から子育て、保育園・児童育成センター入所に関することなど、子どもや子育てに関する相談は、こども子育てサポートフロア（ここサポ）に集約しました。

介護予防、介護、障がい、生活困窮、医療費など子ども分野以外の福祉に関する相談は、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に集約しました。

令和3年に新設したふくし相談課には、多機関協働事業者（ふくし相談課）、参加支援事業者（社会福祉協議会）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（社会福祉協議会）、生活困窮者自立相談支援機関（愛恵協会）、基幹型地域包括支援センター（社会福祉協議会）などの窓口を集約しました。

② 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

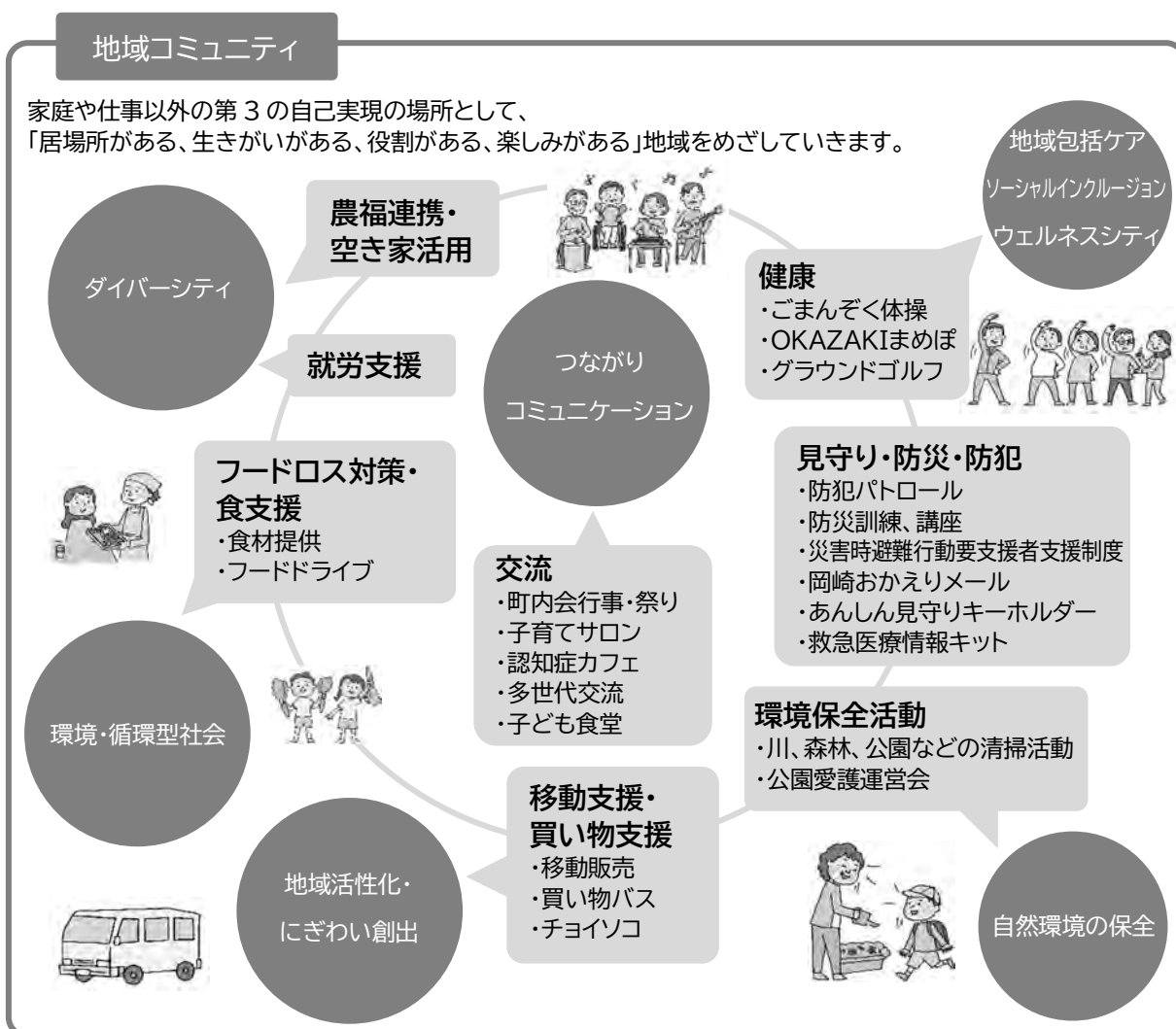
事業の概要

介護保険制度の地域支援事業や生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度の生活困窮者支援等のための地域づくり事業をベースとして、分野や領域ごとに行われてきた地域づくりの対象者の拡大、協働、交流、新たな取組を行っていきます。

本市の方針

ひとり暮らし、ひきこもり、退職、生き方の多様化、ICTの発展などにより、家庭や職場・学校以外の今までとは異なる場に、自己実現、居場所、生きがい、役割、楽しみを見出す必要性が高まり、また、それが実現できるように時代は変化してきています。既存の枠組みや価値観だけでは対応しきれない、住民一人ひとりが自分らしい生活を送るために必要なつながりを福祉だけでなく、健康づくり、農福連携、空き家活用、防災・防犯、交通政策など様々な分野の多様な人々と連携してつくることで、地域力を向上させていきます。

■地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティづくり



具体的な取組

市内20か所に設置している地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に相談支援包括化推進員とコミュニティソーシャルワーカーを、地域拠点のモデルである額田福祉総合相談窓口コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターをそれぞれ配置します。

これまで学区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、総代会、老人クラブ、医療機関、介護サービス事業所、ボランティアなどとともに実施してきた生活支援体制整備協議体やごまんぞく体操、認知症カフェ、ひとり歩き搜索訓練、子ども食堂、災害時避難行動要支援者の見守り活動、買い物支援、企業の社会貢献活動、移動支援などを連携して実施していきます。

本市では、異なる地域性の中で、小学校区や町内会ごとに数々の特色ある取組が行われています。生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員等は、既存の会議体を活用し、また、必要に応じて地域のプラットフォームを構築し、定期的に意見交換することで、支援者のスキル向上と情報共有によるつながり力をアップしていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターとともに、公園や空き家を利用した交流や健康づくり、企業と連携した終活の普及、地域情報の発信など福祉分野以外の関係機関・団体・企業などとのつながりを強化しながら居場所と役割のあふれる地域コミュニティづくりを進めます。

③ 包括化・重層化による伴走支援

事業の概要

福祉における様々な相談拠点において、包括的な相談の受けとめを行います。複合的な課題により支援調整が必要な場合は、多機関協働事業につなげ重層的支援会議にて情報共有・役割分担を行い、継続的な支援の在り方を検討していきます。参加支援や地域づくり事業において、居場所やつながり先を増やし、個々のニーズに合わせた支援を行っていきます。

本市の方針

制度の狭間や相談すべきことがわからないなどの理由により、既存の制度から漏れてしまったり支援が遅くなってしまうことを防ぐために、アウトリーチ活動も含めて様々な相談支援機関が包括的な相談の受けとめをしていきます。

個別の課題解決だけでなく、本人と支援者がつながり続けることができるアプローチをすることで伴走支援ができる体制をめざしていきます。

また、性別や年齢、国籍、家族形態などにより生き方の選択肢が狭められたり社会的に排除されてしまったりすることなく、多様性を社会が受けとめ認めあい安心して暮らすことができるよう地域共生の理念を普及していきます。

具体的な取組

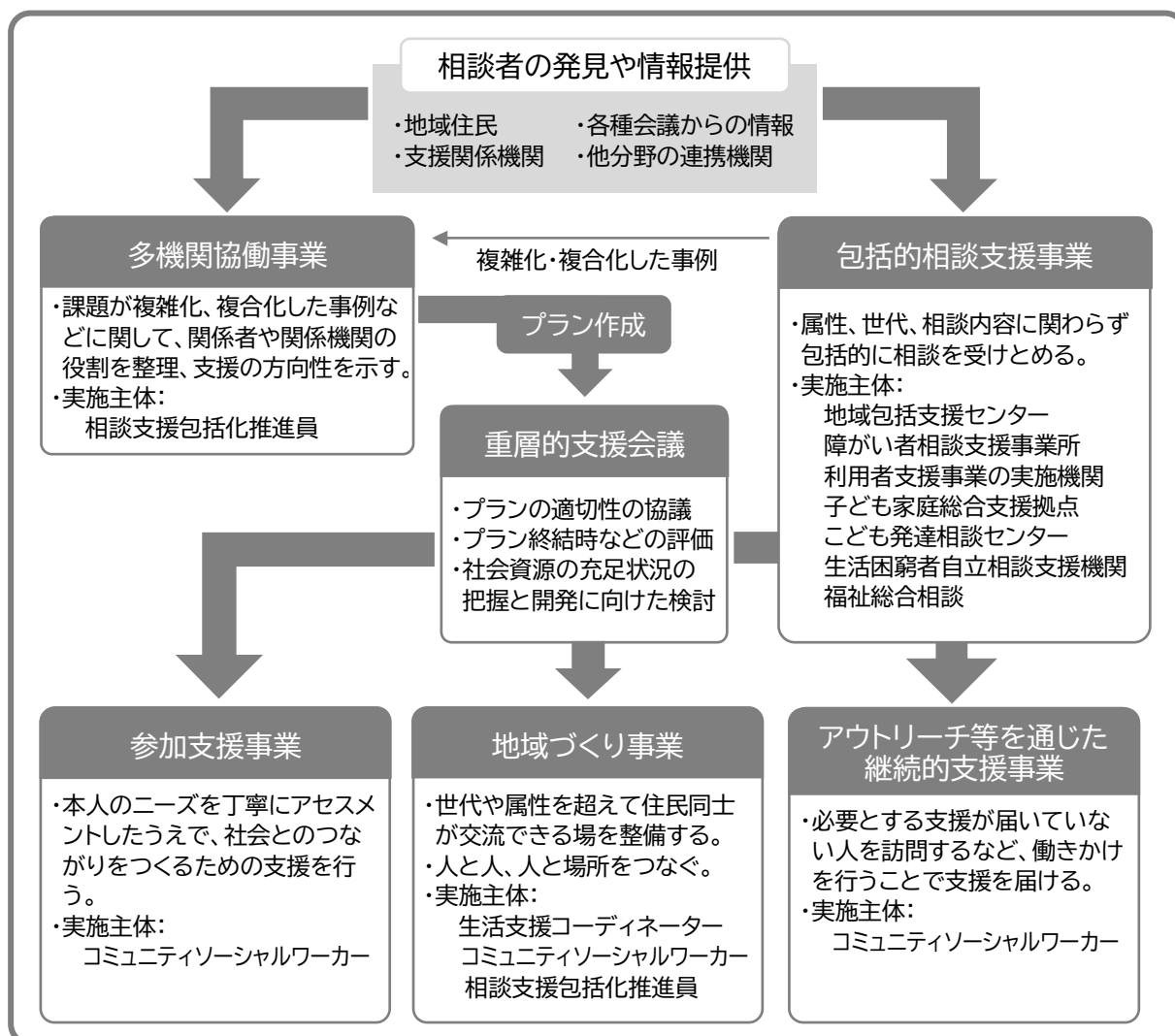
岡崎市福祉総合サポート会議「ふくサポ会議」は、社会福祉法第106条の6の規定に基づき設置し、地域において関係機関などがそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めていきます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、多機関協働事業において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による包括的な支援ができるよう努めていきます。

重層的支援会議は、月1回定例開催します。そのほか、ケース会議など既存の会議を利用し、兼ねることで随時開催します。重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう、多機関協働事業における①プランの適切性の協議、②プラン終結時などの評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行い、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援ができる体制をめざします。

支援の中で必要とされる住まい、居場所や就労先など、個別性に合わせたつながり先を見出すための参加支援を居住支援や就労支援など多機関と連携して地域づくりと一体的に実施していきます。

■重層的支援体制整備事業の進め方



2 SDGsの推進

(1) SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



(2) 岡崎市におけるSDGsの方向性

本市は、経済・社会・環境の三側面における課題を統合的に解決する「“みなも”きらめく 公民連携サステナブル城下町 OKAZAKI〜乙川リバーフロントエリア〜」を展開するなど、SDGs達成に向けた取組を先導的に進めてきました。このような取組が評価され、令和2年7月には内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。

これを受け、本市では「岡崎市SDGs未来都市計画」を策定し、2030年のあるべき姿を設定しています。その中では、「三世代同居・近居が進む地元で愛されるまち」をめざし、乙川リバーフロントエリアでの取組や、本市ならではの資源、強みを内外に発信し、まちへの誇りと地元愛を育むことが示されています。

(3) SDGsを踏まえた本計画における方向性

全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、福祉分野においては、社会的に弱い立場にある人々も含むすべての人を地域社会で受入れ、ともに生きていく社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を推進してきました。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすSDGsの理念と共通するものであり、本計画の推進にあたり、SDGsの視点を取り入れ、本市の地域福祉施策を展開します。

3 成年後見制度の利用促進

(岡崎市成年後見制度利用促進計画)

(1) 計画策定の背景

私たちは日々の生活などにおいて「給料や年金をどのようなことに使うか」「休日になにをするか」など、様々な「意思決定」をして暮らしています。このように自分自身の意思に基づいて暮らし方を決めることが大切である中で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、お金や財産の管理、福祉など社会サービスの利用について不合理な意思決定をしてしまったり、困った状況に陥っている人（以下、「本人」という。）がいます。

成年後見制度はノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの理念と、本人保護の理念との調和を基本的な考え方とし、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。）や任意後見人が、本人に代わって契約などを結び社会サービスの利用につなげたり、財産の管理をすることにより、その人の生命・身体・自由・財産などの権利を守る制度です。

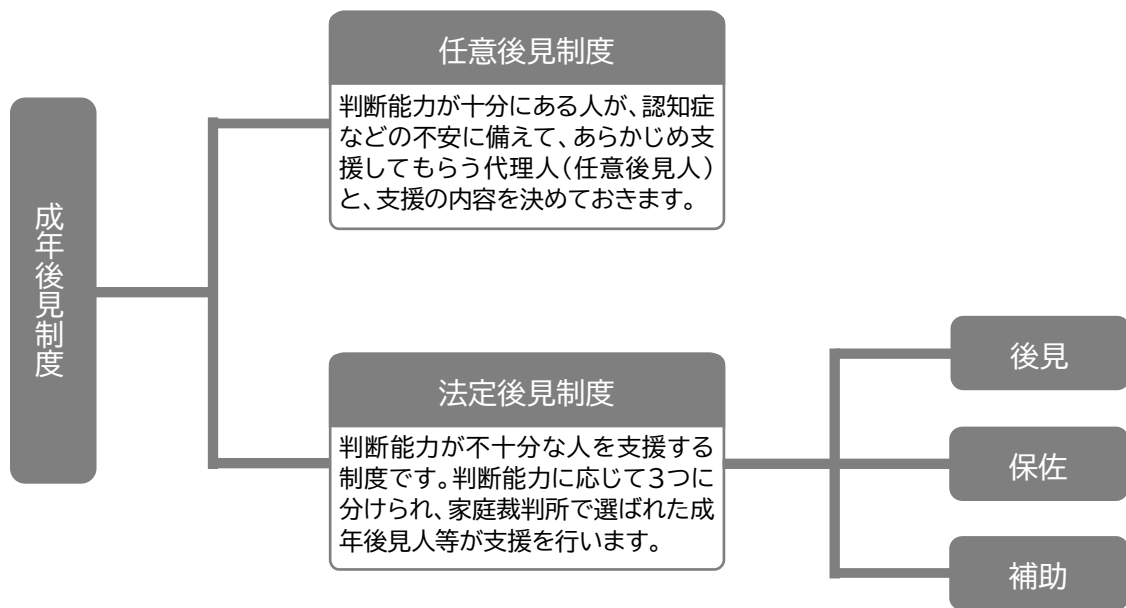
本市においても成年後見制度の利用者は年々増加していますが、高齢者や障がい者の人数に対しまだまだ少なく、制度の認知度も低いのが現状です。しかし、今後社会参加する障がい者や認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のニーズも高まっていくことが予想されます。

また、本市では「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいをもって地域をともにつくる「地域共生社会の実現」をめざしています。たとえ判断能力が不十分であっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の促進を含む権利擁護支援の仕組みをつくることで、地域共生社会を推進します。

このような状況の中、権利を守る手段のひとつとして必要な人が成年後見制度を利用できるよう「岡崎市成年後見制度利用促進計画」を策定し、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざします。

（この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画です。）

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の種類

類型	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権限	すべての契約などの代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	財産上の重要な契約などの同意・取消と本人の望む代理	本人の望む契約・手続などの同意・取消や代理

(2) 基本方針

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域・福祉・司法など多様な主体が関わる地域連携ネットワークを構築します。

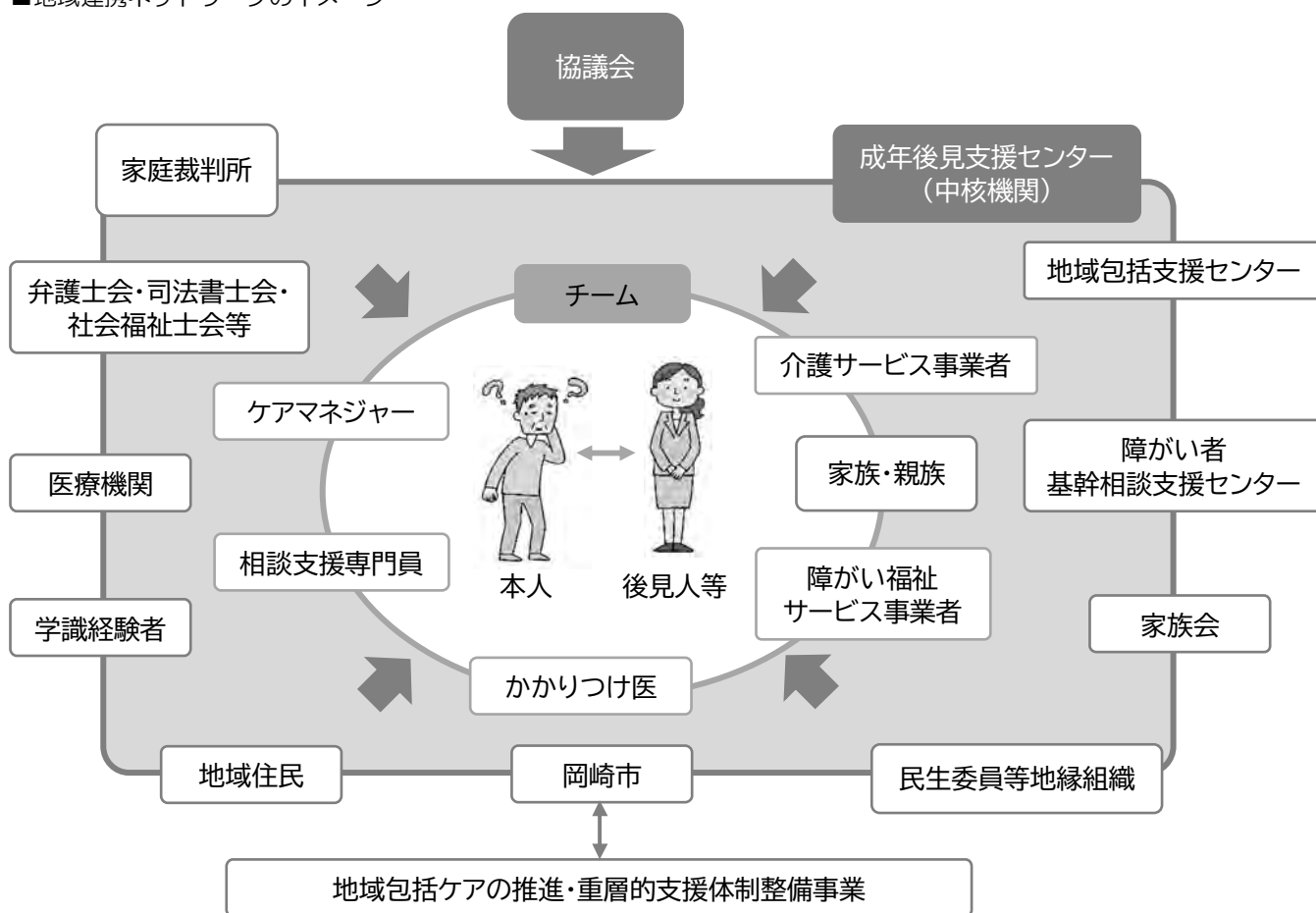
また、岡崎市成年後見支援センターがその中核となる機関（以下、「中核機関」という。）として地域連携ネットワークのコーディネート機能を担うことで、多様な主体や既存の仕組みとの有機的な連携を図り、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり

地域全体の見守り体制の中で権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、尊厳をもったその人らしい生活が継続できる形で成年後見制度の利用が促進されるよう、行政機関、専門職団体、福祉事業所、家庭裁判所等の協働にくわえ、地域住民の参画を得ながら権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。

地域の仕組みは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」で構成します。

■地域連携ネットワークのイメージ



チーム とは・・・??

本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、協力して必要な対応を行う仕組み

協議会 とは・・・??

以下の事項に関して検討を行う会議体のこと。

- ・成年後見制度の利用促進に関すること
- ・司法、医療、福祉などの分野における地域連携による権利擁護支援に関すること
- ・成年後見支援センターの運営状況の評価、検討

② 中核機関の設置

中核機関は、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを担うとともに、広報・啓発をはじめとする様々な事業の実施により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

現在、成年後見制度に関する相談窓口、広報・啓発、専門相談を実施している岡崎市成年後見支援センターを中核機関とします。

③ 重層的支援体制整備事業との連携

重層的支援体制整備事業も成年後見制度利用促進に係る取組も、地域の多様な主体が連携して包括的な支援体制をつくり、地域共生社会の実現をめざす点で共通しています。

これら二つが連携することで、包括的支援事業やアウトリーチ活動による支援から本人の早期発見や、中核機関が必要に応じて重層的支援会議や「ふくサポ会議」に参加することにより、本人の意思の尊重や権利擁護の視点を取り入れた支援プランの作成が可能となります。

両者の制度をそれぞれの支援機関が相互に理解し、連携を図ります。

④ 成年後見制度の利用の促進

経済的な理由により成年後見制度が利用できないことのないよう、成年後見人等への報酬の支払いを助成する「岡崎市成年後見制度利用支援事業」を引き続き実施するとともに、利用者ニーズに合わせて事業を拡大します。また、養護者等による虐待を受けていたり、受けるおそれのある高齢者や障がい者が成年後見制度を利用できるよう、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター等関係機関と連携し、必要に応じて市長申立てを行います。

⑤ 不正防止の取組

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく日常的に相談などを受けられる体制を整備することで、不正防止の効果が期待できます。

（３）具体的な取組

① 広報機能の充実

成年後見制度や権利擁護に関する周知を行うことで、成年後見制度や権利擁護を必要とする人の早期発見や適切かつ迅速な支援につなげます。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	パンフレットの作成・配布	本市における成年後見制度の仕組みに関するパンフレットを作成・配布し、市民への周知に活用します。（行政・中核機関）
2	出前講座や講演会の開催	成年後見制度に関する出前講座や講演会を開催します。（中核機関）
3	勉強会の開催	ふくし相談課や長寿課、障がい福祉課と連携し、福祉施設向けの勉強会を開催します。（中核機関）
4	終活を通じた周知	終活ノートや終活スゴロク、終活サポート事業などの終活に関する支援を通じて、成年後見制度の周知を図ります。（行政）
5	各課と連携した周知	本人や家族にふくし相談課や長寿課、障がい福祉課窓口等で周知を図ります。（行政・中核機関）
6	関係団体との連携	専門職団体などの広報活動と連携し幅広い周知に取り組みます。（行政・中核機関）

② 相談機能の充実

専門職団体や関係機関などと連携し、成年後見制度や権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、相談者の状況に応じ適切な支援につなげます。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	市民及び関係機関への中核機関の周知	中核機関として、成年後見支援センターの相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を図ります。（中核機関）
2	中核機関へのつなぎ	関係機関が受けた相談が中核機関につながる相談体制を構築します。（行政・中核機関）
3	アセスメントの実施	関係機関や本人からの相談に応じ、アセスメントや申立ての支援を行います。また、福祉サービスや医療ケアが必要な場合は関係機関へつなぐなど連携を図ります。（中核機関）
4	相談体制の充実	認知症や障がい特性に応じた相談対応や支援体制の構築を検討します。（行政・中核機関・協議会）
5	専門職相談会の実施	成年後見制度の利用を考えている人が、弁護士等に相談できる専門職相談会を実施します。（中核機関）

③ 受任調整（マッチング）等の支援

家庭裁判所が適切な後見人を選任することができるよう、本人を取り巻く支援の状況などを家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	受任調整の仕組みづくり	新たに受任者調整会議を設置し、本人に適切な後見人候補者の推薦に努めます。（中核機関）
2	関係機関との連携強化	本人に適切な後見人候補者の推薦につながるよう、家庭裁判所や専門職団体と情報交換・調整を密に行います。（中核機関）

④ 担い手の育成

権利擁護や成年後見制度を担う人材を確保するとともに、担い手の育成や担い手への支援を行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	法人後見のニーズなどの把握	法人後見のニーズ・状況などを把握・検討します。（行政・中核機関・協議会）
2	担い手の養成	市民後見人の養成について検討します。（行政・中核機関・協議会）

⑤ 後見人への支援

専門職団体や関係機関などと連携し、後見人等に対する活動支援や相談への対応などを行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	親族後見人に対する中核機関の周知	地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、居宅介護支援事業所等を通じて親族後見人に中核機関が相談機関であることを周知します。（行政・中核機関）
2	親族後見人を支援する仕組みづくり	親族後見人について、申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた支援の仕組み（親族後見人相談会等）を検討します。（行政・中核機関・協議会）
3	専門職後見人の活動支援	専門職と関係機関が連携した地域連携ネットワークにより、専門職後見人の活動の支援を行います。（行政・中核機関・協議会）

4 再犯防止の推進（岡崎市再犯防止推進計画）

（１）基本方針

全国で刑法犯検挙率は平成 16 年から減少傾向にありますが、一方で検挙者数に占める再犯数は上昇し続けており、約半数に達しています。住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。

このような中、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。同法には、再犯の防止等に関する施策の推進を図るため、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても再犯防止計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されており、平成 29 年 12 月には国の計画が策定されました。これを受けて本市においては、「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。

犯罪や非行をした人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないために「息の長い」支援が求められます。

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、官公庁、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組みます。また、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充をめざします。

（２）具体的な取組

① 住居・就労の確保など

適切な住居と就労の確保は、地域社会で生活するうえで前提となるものであり、再犯防止の観点からも重要です。犯罪をした人等の住居・就労の確保のための取組を実施します。

No.	取 組	内 容
1	各種支援へのつなぎ	犯罪をした人等に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や住宅セーフティネット制度など、各種支援につなぎます。
2	就労を希望する障がい者に対する就労支援	就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援や就労定着支援を通じて、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。
3	協力雇用主、協力事業主の周知、確保	雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主の意義を周知し、新規開拓に努めます。

② 高齢者または障がい者への支援

犯罪をした人等のうち、高齢や障がいを持つなど複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人に対する支援を行います。

No.	取 組	内 容
1	関係機関との連携強化	地域における見守り支援などによって支援対象者の早期発見に努め、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。
2	総合相談体制の充実	様々な課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人に対し、総合的に相談できる体制の充実を図ります。
3	日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業に基づき、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助などの支援を行います。くわえて、成年後見制度の利用促進も図ります。

③ 更生保護に携わる団体などの支援と関係機関の連携強化

保護司会をはじめとする各更生保護団体や更生保護施設、関係機関の活動を支援するとともに一層の連携強化を図ります。

No.	取 組	内 容
1	更生保護活動に取り組みやすい環境づくり	更生保護活動の拠点となる「岡崎更生保護サポートセンター」の運営や様々な更生保護活動への継続的な補助・支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。
2	更生保護活動への参画	実施される活動や行事に対し積極的に参画し、さらなる発展をめざします。
3	関係機関へのつなぎ	犯罪をした人等が必要に応じた支援が受けられるよう、関係機関に迅速につなげます。
4	関係機関などとの福祉に関する情報の共有	保護観察所や矯正管区、矯正施設、法務少年支援センター等と福祉サービスに係る情報の提供・共有に努めます。

④ 更生保護に関する広報・啓発活動の推進

再犯防止施策を推進するためには、市民の理解を深めることが必要不可欠です。再犯防止や更生保護に関する取組の周知を行うとともに、取組への市民の理解促進を図ります。

No.	取 組	内 容
1	「社会を明るくする運動」の広報・周知	7月の再犯防止啓発月間における、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。
2	薬物乱用防止に関する支援	薬物乱用問題に関する街頭キャンペーンなどの啓発活動の支援を継続的に行います。また、主に若年層に対して実施されている薬物乱用防止教室の普及に努めます。
3	更生保護活動に関する情報の周知	更生保護活動に関する情報を市ホームページなどで広く周知し、市民の理解促進に努めます。

⑤ 再犯防止推進を図るための協議体の設置

再犯防止施策を推進するため、各更生保護団体や更生保護施設、関係機関が情報共有を行い、抱える課題や今後の取組を検討する機会を設けます。

No.	取 組	内 容
1	協議体の設置	市役所内関係各部署、保護観察所、矯正管区、矯正施設、保護司会、協力雇用主会、協力事業主会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設等と連携し、協議体の設置をめざします。

第 4 章

施策の基本方針

1 お互いを認め支えあう心を育て、 地域のつながりを深めましょう



(1) 支えあいの心を育てる

取組の方針

高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、福祉の必要性は高まっている一方で、福祉への関心は十分ではありません。

地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、支えあいの心を育てていきます。

① 地域の一員としての意識醸成

市民・地域の取組

- 「向こう三軒両隣」など身近な地域とのつながりを持ちましょう。
- あいさつや声かけなど日ごろから地域の人とコミュニケーションを図りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	学校における福祉教育の推進	福祉教育プログラムの普及や教職員への研修、必要な機材の貸出などの事業を行います。
2	福祉啓発事業の実施	福祉活動の功労者に対する表彰や福祉について啓発するイベントを開催します。また、障がいに対する理解の促進を図ります。
3	地域福祉活動のきっかけづくりと活動への支援	学区福祉委員会などの地縁組織、ボランティアや市民活動団体、企業の社会貢献活動などへの支援やそれぞれの地域の課題解決へ向けた取組をともに考えていきます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	福祉教育の推進	地域福祉に関する出前講座の実施や福祉学習の機会づくりなど、関係機関・団体と連携し、福祉教育の支援を行います。
2	福祉に関する広報・啓発	様々な媒体を活用し、福祉に関する情報や地域での活動を発信するとともに、福祉活動の功労者に対する顕彰を行います。
3	多様性が認められる社会の実現	性別や国籍、障がいなどによる偏見や差別を受けることなく、あらゆる人が地域の一員としてともに支えあう地域づくりを推進します。

(2) 心をつなぐ交流・居場所づくりの推進

取組の方針

地域で支えあいや助けあいを行っていくためには、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりが必要です。地域での交流事業や居場所づくりの活動を促進し、地域の人の心をつなげていきます。

① 交流の促進

市民・地域の取組

- お祭りや防災訓練など、地域で行われている様々な行事に参加しましょう。
- 長年住んでいる人たちだけでなく、新たに転居してきた人たちや集合住宅の人たちも含めた交流を行いましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	地域での交流事業の支援	身近な場所を活用した地域での交流事業の実施の支援を行います。
2	世代間交流事業の支援	世代を超えて交流できるような支援を行います。
3	交流活動への参加の支援	高齢や障がいにより参加が難しい人が、活動に参加できるよう支援を行います。
4	オンラインを活用した事業の実施	オンラインを活用した事業の実施や、地域活動での利用を促進します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	情報の提供	様々な媒体を活用して交流事業の情報を発信します。
2	福祉分野以外のまちづくりとの連携	各種イベント、地域の行事、農福連携、移動支援など、福祉分野以外の取組と連携して交流と参加を促進します。
3	公園や空き家・空きスペースの活用	公園や空き家、民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
4	感染症対策の推進	公共施設において適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

② 居場所づくり

市民・地域の取組

- 高齢者をはじめ、誰でも気軽に集える居場所づくりを行いましょう。
- 地域の人と声をかけあって一緒に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	サロン活動、子ども食堂などの支援	サロン活動、子ども食堂などへの支援、情報提供を行います。 町内単位など身近な場所でサロン活動が実施できる環境づくりを広めます。
2	重層的支援体制整備事業における参加支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援などの伴走支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	交流・居場所づくりの支援	ごまんぞく体操や認知症カフェ等、居場所や交流の場づくりの活動の支援を行います。また、学区こどもの家を地域の子育ての拠点施設として児童に遊びの場を提供し、子どもの居場所づくりを促進します。
2	福祉サービスの充実	共生型サービスの充実など福祉サービスを総合的または多機能で提供することで、世代を超えた多様な利用を進めます。

2 安全で安心して暮らせる

地域をつくりましょう



(1) 社会的孤立を防ぐ支援

取組の方針

高齢者、障がい者、子育て世帯などのうち支援を必要とする人に対しては、個別計画を策定し、支援に取り組んでいます。しかし、経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。

福祉課題に対して従来から個別に取り組んでいる福祉施策だけでなく、新たな福祉課題に対応した支援やそれぞれの支援につながりを持たせた包括的な支援についても充実を図ります。

① 権利擁護の推進

市民・地域の取組

○成年後見制度等、権利擁護の取組について理解を深めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	中核機関の設置	成年後見制度についての①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援を行います。
2	権利擁護の推進	日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用により、対象者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の権利擁護と福祉サービスの利用支援を進めます。 法人後見を受任します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度についての普及・啓発を行います。
2	成年後見制度利用促進協議会の運営	協議会を法律・福祉の専門職団体関係機関で構成し、成年後見制度の利用促進策や司法と福祉の連携により対応しなければならない課題などに関する検討を行います。
3	権利擁護体制の充実	子ども、高齢者、障がい者などの虐待予防や消費者被害などの防止、防犯活動など見守り体制の充実を図るとともに、相談・支援を行います。
4	犯罪被害者などへの支援体制の充実	犯罪被害者などが気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、警察など関係機関との連携強化を図ります。
5	再犯防止の取組	保健・医療・福祉関係機関と連携して、犯罪をした人等の地域での生活の支援を行います。

② 総合的な相談支援体制の充実

市民・地域の取組

- 身近な相談窓口について把握しましょう。
- 地域の困りごとを見つけたら相談窓口へ相談しましょう。
- 福祉活動を行う団体や組織について理解を深めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	相談体制の充実	団体や個人が気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、制度の狭間の個別支援、地域支援、仕組みづくりを行う専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの機能強化を図ります。
2	相談体制のネットワークの強化	行政機関・専門機関と地域組織や関係団体の有機的な連携に努め、相談体制のネットワークを強化します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	総合相談体制の構築	福祉分野に限らず、市民相談、若者相談、教育、多文化共生、就労支援など庁内各課、関係機関との連携強化に努め、総合相談体制の構築と支援を行います。
2	ネットワークによる包括的な相談支援の実施	単独の相談支援事業者では解決が困難な事例は、関係する支援機関と連携を図りながら支援を行います。

③ 生活に困難を抱える人に対する支援

市民・地域の取組

○地域に困りごとを抱える人を見かけた際は、社会福祉協議会や行政などの相談窓口
に相談しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	経済的困窮者に対する自立支援機能の促進	低所得世帯などを対象に、自立した生活の立て直しに向けた資金貸付の相談や、生活困窮者などの一時的な支援が必要な世帯に対し短期間の食料提供を行い、自立するための生活の支援を行います。
2	重層的支援体制整備事業における伴走支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援、家計改善支援などの伴走支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	生活困窮者自立支援事業の実施	生活困窮世帯や就職氷河期世代などの相談に応じるとともに、アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた就労支援、子どもの学習支援、ひとり親家庭支援などを連携して行います。
2	福祉総合相談の実施	こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）をはじめ、地域包括支援センター等の包括的相談支援機関では、身近な相談窓口として相談を受けとめるだけでなく、民生委員児童委員・主任児童委員等の地域支援者などとのネットワークにより早期の相談対応に努めます。
3	食の支援	フードドライブ、フードパントリー、子ども食堂などを支援するとともに、食の支援を通じて地域づくりを進めます。
4	こころの健康、いのちに関する相談	こころの悩み、ひきこもり、依存症、性別、予期しない妊娠に関する相談など、ゲートキーパーの視点を持ち専門機関と連携して相談に応じます。

(2) 多機関のネットワーク強化

取組の方針

福祉課題が多様化していく中で、多様なニーズに応じた支援の充実に取り組んでいます。課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相談体制の整備を引き続き推進します。また、関係機関や関係団体との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを行います。

① 多機関の包括的な支援、ネットワークの強化

市民・地域の取組

- 福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深めましょう。
- 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	団体間の連携と活動支援への体制づくり	福祉関係団体間の連携のサポートを行います。 地縁型組織とテーマ型組織との連携支援の強化を継続的に実施します。 ボランティアセンターの機能の強化と拡充に努めます。
2	障がい者基幹相談支援センターの充実	障がい福祉サービスを提供する事業者などの支援を通じて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、事業者の専門性の向上に努めます。
3	基幹型地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターや介護サービス事業者連絡協議会の支援を通じて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、介護事業者の専門性の向上に努めます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	地域力を高める仕組みの構築	地域の支えあい活動をサポートするため、地域ケア会議や協議体を充実させるとともに、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターがコーディネートを行います。
2	保健・医療・福祉の連携の推進と地域包括ケアの実現に向けた取組	住み慣れたまちで生活していけるよう、地域ケア会議や「岡崎幸田いえやすネットワーク」等を充実させることで多職種連携を図ります。
3	相談支援包括化推進員の配置	複雑化・複合化した事例に対応するため、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行います。

② 円滑なコミュニケーション

市民・地域の取組

- 障がいのある人や外国人などあらゆる人にわかりやすい情報発信に努めましょう。
- 多様な個性や文化を認め、コミュニケーションをとりましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	本人の希望に寄り添う伴走支援	アウトリーチ活動、参加支援、成年後見支援センター等における相談支援において、本人の望む暮らしを続けるための意思決定・意思表示の伴走支援を行います。
2	情報保障の充実	障がいのある人も社会参加・地域参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	意思決定や意思表示ができる環境整備	障がいがある、外国にルーツをもつなど、意思疎通やコミュニケーションに対して配慮が必要な人が、地域のコミュニケーションを円滑にする取組の支援を行います。
2	終活サポート	認知症や障がい・病気などにより判断力・意思決定能力の低下した場合においても人生の最期まで本人の望む生き方ができるよう、終活や人生会議などを普及していきます。
3	デジタル格差の解消	デジタル活用に不安のある高齢者などの不安解消に向けた支援を行います。 地域福祉活動を行う際に必要なデジタル環境の整備についての助言を行います。

(3) 暮らし続けられる地域づくり

取組の方針

地域とのつながりが希薄化する中で、地域が持っていた防災や防犯についての対応力は低下しています。近年、各地で大きな災害が発生しており、本市においても他人ごとではありません。南海トラフ地震や大雨災害など、災害に対する備えが必要となります。安心して暮らすことができるように、防災・防犯体制の充実を図ります。

① 見守り、防災・防犯体制の充実

市民・地域の取組

- 地域の防災訓練に参加するとともに、一人ひとりが災害時の備えを行いましょう。
- 災害時に支援が必要な人を把握し、平時から支援に必要な体制を整えましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	地域での防災・防犯活動の支援	地域での見守り活動の支援を行います。また、学区福祉委員会活動の1つである災害時避難行動要支援者名簿を活用した平時の見守り活動の支援を行います。
2	災害時における拠点と体制の整備	災害ボランティア支援センターに関する取組を促進します。また、災害時にボランティア活動を行う人材の養成とスキルアップに努めます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	災害時避難行動要支援者支援制度の充実	制度の周知を図り、登録者を増やすとともに、地域支援者の理解を深めることで災害時避難行動要支援者支援制度を充実します。 個別避難計画策定を進めることで犠牲者ゼロのまちづくりを進めます。
2	福祉避難所の充実	医療や介護従事者向けの研修や協定締結団体との連携強化など、福祉避難所の充実を図ります。
3	地域での防災・防犯活動の支援	地域での災害時の備えなどに関する話しあいや研修の実施により地域での活動の支援を行います。
4	速やかな生活復興のための協働による被災者支援の基盤整備	平時から関係者が連携して活動できる基盤を整備するため、行政・各種団体、企業・NPO、ボランティアの三者連携を進めます。 自力での生活再建が困難な被災者を支援するため、災害直後だけでなく復興期も含めた生活復興支援ができる制度の設計を行います。

② 社会参加・住居確保・就労につなげる仕組みづくり

市民・地域の取組

- 見守りやボランティア、地域の活動などに参加しましょう。
- 個性に合わせた多様な働き方ができる環境をつくっていきましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	重層的支援体制整備事業における参加支援	制度の狭間にある個人ニーズを把握し、地域の社会資源とのコーディネートやインフォーマルサービスの創出を通じ、利用者と支援メニューのマッチングを行います。
2	就労についての相談支援	基幹型地域包括支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、就労だけでなくボランティア活動なども含めた役割の獲得や社会参加の支援を行います。
3	ボランティアセンターの強化	役割や生きがいにつながるよう、ボランティア活動先の発掘や活動へのコーディネートを継続して実施します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	就労についての相談・支援	生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、参加支援事業、シルバー人材センター、就労移行支援等を通じて就労活動につなげていきます。
2	関係機関との連携強化	ハローワークや商工会議所、福祉サービス、医療機関などとの連携を強化し、多様な働き方ができる地域づくりを進めます。
3	障がい者の一般就労の促進	関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、一般就労への定着を図ります。
4	インフォーマルサービスの創出	クラウドファンディングや労働者が協同出資をして経営する協同組合で働く仕組みなどを活用し、就労や社会参加に意欲のある人が参画できる仕組みづくりを推進することで、インフォーマルサービスの創出を図ります。
5	ひきこもりや不登校についての相談支援	ひきこもりや不登校に悩む若者の相談を行うとともに、すぐに社会に出ることが困難な若者への初期支援として、関係機関への同行支援や生活習慣や社会生活の基本を身に付けるための支援を行います。
6	ケアラーへの支援	ヤングケアラー・若者ケアラー・ダブルケアラーについての周知を図るとともに、相談・交流会の開催などの支援を関係機関と連携して行います。 ケアラーにならざるを得ない状況を打破するため、多機関協働事業などにおいて解決に向けた支援を行います。
7	子どもの貧困対策の推進	経済的に厳しい状況に置かれた家庭を支援することで貧困からの脱却を図るとともに、子どもに対する学習支援や居場所づくり、食料支援などを行います。 ひとり親家庭が直面する困難を解消するため相談・情報提供の充実を図り、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
8	岡崎市住宅確保要配慮者の居住支援協議会相談窓口の設置	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する相談を受けて、公民が連携した居住支援協議会により住宅確保のための支援を行います。

3 ころ豊かに暮らす

地域社会をめざしましょう



(1) 地域福祉活動への参加の促進

取組の方針

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手や活動組織を育成したり、支援したりしていくことが必要です。

福祉活動の必要性を周知し、新たな担い手を確保していくとともに、活動の中核となるリーダーを育成していきます。また、福祉活動に取り組む団体の活動の充実に向けて、支援を行います。

① 福祉活動の担い手育成

市民・地域の取組

- 関心のある福祉活動に参加してみましょう。
- 担い手の育成講座などに参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	ボランティア活動のきっかけづくり	福祉への関心を育むイベントやボランティアへのきっかけとなる講座などを企画し、幅広い年代のボランティア活動の参加を促進します。
2	担い手の育成支援	ボランティアの養成やリーダーの育成を図り人材の確保に努めます。
3	サロン活動者への支援	地域で居場所づくりに取り組む活動者へ向けて養成講座を実施し、サロン活動への助言、相談や支援などを進めます。
4	福祉について体系的に学ぶ機会の創出	福祉に関する様々な講座を整理し、より効果的に学ぶことができる機会の創出をめざします。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	企業や団体などへの働きかけ	企業や協同組合、NPO、社会福祉法人などの様々な事業者や団体に働きかけ、福祉活動への参画や社会貢献活動実施の支援をしていきます。
2	担い手の育成	認知症サポーターの養成やキャラバンメイト活動支援、ごまんぞく体操の立ち上げ支援など、研修や活動支援などを進めます。 若者が地域づくりに参画できる取組を実践します。

② 市民活動団体・企業などのつながり支援

市民・地域の取組

- 市民活動団体の取組について把握しましょう。
- 市民活動団体同士の連携や情報の共有を図り、活動内容の充実を図りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	福祉活動団体への支援	ボランティア団体や学区福祉委員会、またそれらの連絡協議会の活動の支援を行います。
2	共同募金運動への協力者の充実	募金活動の活性化と啓発活動の強化、募金の使途の透明化を図るための事業や助成などに取り組みます。
3	企業や社会福祉法人の社会貢献活動の支援	社会貢献活動についてのリーフレットを活用し、企業の社会貢献活動を推進、協働できる取組を企画・提案していきます。また、活動する企業などの登録や周知、地域などとのマッチング支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	市民活動団体などとの連携	地域ケア会議等を通じ、地縁型やテーマ型市民活動団体などとの連携を図ります。市民活動団体などとの連携体制を検討します。
2	市民活動団体の支援	市民活動情報の発信や活動拠点の充実、支援を行います。
3	生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、協議体の開催や地域の人と活動をつなぐ活動をしていきます。
4	公民連携による地域づくり	民間企業などとの連携のなかで、公共性・公益性と営利性のバランスを保ちながら地域生活課題解決に向けた持続的な支援活動を行います。

③ 多様な主体の活動支援

市民・地域の取組

- 市内で取り組まれている様々な福祉活動について関心を持ちましょう。
- 学区福祉委員会など、地域の団体が行っている活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	ボランティア団体の支援	ボランティア団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
2	社会福祉法人やNPO法人など、非営利活動団体の支援	非営利活動団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
3	企業の社会貢献活動の支援	各企業の特性を活かした活動を一緒に考え、取組の支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	アイデアソン等によるつながりの機会の創出	学生、ボランティア、企業、NPOなどの多様な主体のつながりをつくり、地域づくりのアイデア創出を図ります。
2	人と人、人と活動をつなぐための支援の充実	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。

(2) 地域力アップの仕組みづくり

取組の方針

岡崎市では学区福祉委員会をはじめ、総代会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会など、地域の支えあいを担う様々な人や団体が活動しています。このような主に小学校区を範囲に取り組みされている地域での活動に対し、あらゆる面から支援を行うとともに、人や活動を有機的につなぎ、より効率的かつ効果的な活動となるための仕組みづくりを進めます。

① 小地域福祉活動の充実

市民・地域の取組

- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動について関心を持ちましょう。
- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	学区福祉委員会活動の支援	主に小学校区ごとで地域福祉活動に取り組む学区福祉委員会について、それぞれ地域の特性に合わせた活動の支援を行います。学区福祉委員会相互の連絡調整や情報共有のため、学区福祉委員会連絡協議会の活動の支援を行います。
2	地縁組織やボランティア団体などの活動をつなぐ取組の推進	学区福祉委員会だけでなく、総代会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動団体、子ども食堂などの多様な活動をつなぐことで、活動の充実をめざします。
3	福祉座談会「ミソ端会議」の実施	学区福祉委員会をはじめとした地域の諸団体が参加する福祉座談会「ミソ端会議」を引き続き実施します。地域の現状やニーズを把握し、主に小学校区を範囲とした地域福祉活動について検討します。子どもから高齢者まで、障がい者も外国人も、誰もが住み続けたいまちをめざします。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	地域福祉活動への支援	学区福祉委員会が行う地域福祉活動に対する支援を行います。
2	各種団体が行う活動への支援	総代会、学区福祉委員会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会などが行う活動に対する支援を行います。
3	地縁組織と市民活動団体や企業などをつなぐ取組の推進	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。
4	地域づくり事業に必要な財源の確保	国等による補助制度を有効活用するとともに、ふるさと納税や企業などによる寄附、クラウドファンディングなどの手法の活用などにより、地域づくり事業に必要な財源確保に努めます。

第 5 章

計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課及び社会福祉協議会の連携を強化するとともに、関連する個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

(2) 市民・地域との連携

本計画を推進していくためには、市民や地域との連携を図っていく必要があります。そのためには本計画の理念や方向性などについて共有する必要があることから、本計画について広く市民に周知します。

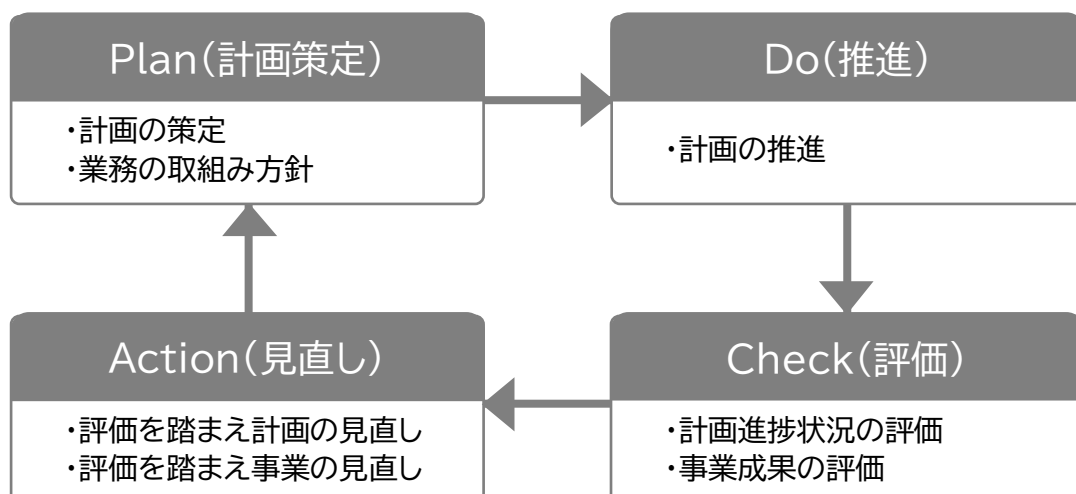
特に、本市においては地域での福祉活動を推進する核となる学区福祉委員会が組織されており、行政や社会福祉協議会と連携しながら計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理体制

本計画に基づく地域福祉の取組を推進していくために、各取組の進捗状況や課題を整理し、施策の実施状況を評価します。

地域福祉活動に取り組む団体から構成する「岡崎市地域福祉計画事業検討部会」において、計画内容を推進するための取組について、提案・調査・検討を行います。また、住民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「岡崎市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗管理や評価、見直しを行い、地域主体の地域福祉活動の実現、推進につながるよう努めます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 用語解説

あ 行

アイデアソン

岡崎市独自の取組で、官民学の枠を越えて価値観や背景の異なるメンバーで地域における課題について柔軟な解決や新たなつながりによる取組の創出につなげることを目的としたワークショップのこと。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期間ひきこもり状態にあるなどで、必要な支援が届いていない人に対して、訪問支援などを実施すること。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標。

NPO法人

非営利組織を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体をいう。

岡崎幸田いえやすネットワーク

医療・介護・保健・福祉などに関わる多職種が、情報を共有しチームとなって在宅医療や在宅介護を提供することを目的として運営される電子連絡帳のこと。

か 行

介護保険

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して介護サービスを利用する制度。

学区（地区）福祉委員会

総代会、民生委員児童委員・主任児童委員、老人クラブ等の各種組織や学区住民の中から地域福祉に関心のある人に委員になっていただき、広報誌の発行、見守り活動、いきいきクラブ等、学区単位で地域福祉活動を行うことを目的とした地域コミュニティ型の市民活動団体。

基本型

重層的支援体制整備事業の実施体制の類型のひとつ。単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。その他、複数分野における既存の各事業の委託を受けて集約し支援を実施する総合型と地域住民に身近な場所などで相談などに応じる地域型がある。

協働

市民、市民活動団体、行政など複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

協同組合

農林漁業者・中小商工業者、または消費者などが、その事業や生活の改善を図るために、協同して経済活動などを行う組織。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者などに代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

コミュニティ

住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。

コミュニティソーシャルワーカー

地域のつながりや人間関係など、支援を必要とする人を取り巻く環境に配慮し、支援に結びつけるパイプ役として、専門的知識を活かして活動する人のこと。

災害時避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。具体的には、高齢者、障がい者などがあげられる。

災害ボランティア支援センター

災害発生時に市と社会福祉協議会が協力し、被災者・被災者支援のためのボランティア活動を迅速かつ効果的に行うため、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者などのコーディネート（調整）機能を発揮すべく、社会福祉協議会が中心となり、関係機関の協力を得て運営する。

サロン活動

ひきこもりや孤立を防止することを目的に、住み慣れた地域で誰でも気軽に集まれる場所を提供して顔の見える関係づくりを行う地域福祉活動。

参加支援事業

本人や世帯、社会とのつながりの確保や参加を支援し、継続的なかわりの接点を確保する機能。社会参加・就労支援、居住支援など本人や世帯の状況により多岐にわたる。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。略して「社協」と呼ばれる。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。

重層的支援会議

多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。

就労支援コーディネーター

地域のサービス提供者（介護サービス事業所や地域集いの場など）や就労的活動の場を提供できる民間企業・団体とのマッチングを行い、高齢者の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加を促進する人のこと。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。活動圏域として第1層（市町村全域）、第2層（小学校区や日常生活圏域）がある。

成年後見制度

認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約を行うとき、不利益が生じることがないように家庭裁判所が選任した「成年後見人」などが本人の権利や財産などを保護し支援する制度。

世代間交流

異なる世代の人が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術、経験を活かして交流することによって、他の世代とのふれあいやそこでの学びを通じ、地域コミュニティの再構築を図ること。

総合計画

市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められている。

相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題に対応するため、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネートや支援のプラン作成を行う人のこと。その他相談者などの自立を支援するうえで必要な支援の実施を行う。

た 行

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整理とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存のサービスのシステム化などを目的に実施する。

地域包括ケアシステム

高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備をめざしたシステムのこと。

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

地縁型組織

学区福祉委員会や町内会、老人クラブなどの地域コミュニティ型活動団体のこと。また、ボランティア団体などの特定の目的をもって活動する団体はテーマ型組織という。

な 行

ニート

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人のこと。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業のこと。

認知症

何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることによって、だんだんと理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出てくる状態。

ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会をめざすという理念のこと。

は 行

バリアフリー

高齢者や障がい者の生活行動に障がいとなるものを排除した環境のこと。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

フードパントリー

食料支援が必要な時に、誰でも食料が受け取れる場所（活動）のこと。

ふくサポ会議

岡崎市で取り扱う支援会議の名称。社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能となる。

福祉教育

福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障がい者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を、一時的に受入れる避難所のこと。市が指定する段差の解消などのバリアフリー化された福祉施設などがある。

保護司会

犯罪や非行をした人が、地域社会に戻り、社会の一員として生きていく更生保護を行う保護司からなる組織。保護司法の規定に基づき、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごと組織される地域コミュニティ型の活動団体。

ボランティアセンター

社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートなどを行う。

ま 行

見守り活動

常時の支援が必要ない高齢者などについて、訪問などを通して生活異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動のこと。

民生委員児童委員・主任児童委員

地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの訪問・相談など、住民が安心して暮らせるよう支援を行う人のこと。厚生労働大臣から委嘱を受けている。

や 行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

2 計画の策定経過

年 度	項 目	概 要
平成 29 年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月7日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月19日） 第2回（12月19日） 第3回（3月29日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	17 学区実施
平成 30 年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月12日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（7月30日） 第2回（11月16日） 第3回（3月8日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	17 学区実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内5団体に対して実施
令和元年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月12日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月12日） 第2回（12月23日） 第3回（3月13日） ※第3回は延期、令和2年6月に書面開催
	福祉座談会（ミソ端会議）	22 学区実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内6団体に対して実施
令和2年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（8月5日） 第2回（1月21日） 第3回（3月15日） ※第2回は書面開催
	岡崎市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査	岡崎市在住の18歳以上の方3,000人を 無作為抽出（回収率49.2%）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月7日） 第2回（12月14日） 第3回（3月25日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	46 学区（地区）実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内6団体に対して実施
令和3年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（8月25日） 第2回（10月22日） 第3回（2月18日） ※第3回は書面開催
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（10月6日） 第2回（12月13日） 第3回（3月25日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	46 学区（地区）実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内3団体に対して実施
	パブリックコメント	12月7日～1月7日にかけて実施 受付意見1件
	議会報告 計画の策定	3月実施

3 岡崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿

役 職	区 分	氏 名	備 考
委員長	学識経験者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
委員	学識経験者	野尻 紀恵	日本福祉大学
委員	保健・医療関係団体	大堀 久	岡崎市医師会
委員	市民活動団体	長坂 秀志	岡崎市総代会連絡協議会
委員	市民活動団体	水野 達	岡崎市学区社会教育委員長連絡協議会
委員	市民活動団体	前田 晋作	一般社団法人岡崎青年会議所
委員	福祉関係団体	長坂 宏	岡崎市学区福祉委員会連絡協議会
委員	福祉関係団体	茂刈 稔	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	福祉関係団体	加賀 時男	特定非営利活動法人 岡崎市障がい者福祉団体連合会
委員	福祉関係団体	木全 修平	岡崎市老人クラブ連合会
委員	福祉関係団体	蜂須賀 博英	岡崎市ボランティア連絡協議会
委員	福祉関係事業者	鈴木 正博	岡崎市介護サービス事業者連絡協議会
委員	福祉関係事業者	杉山 直人	社会福祉法人愛恵協会
委員	福祉関係事業者	本田 康英	岡崎市保育園連絡協議会
委員	市民代表	加藤 勝彦	公募委員
委員	市民代表	檀 広実	公募委員

4 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岡崎市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第2条 推進委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事業検討部会）

第4条 委員長が必要と認める場合は、委員長が指名する委員並びに市民及び地域福祉関係者をもって構成する合議体（以下「事業検討部会」という。）で、推進委員会の所掌事務について調査検討することができる。

2 前項の場合において、委員長が事業検討部会を指揮監督する委員（以下「部会長」という。）を指名する。

3 部会長は、事業検討部会の調査検討内容を直近の推進委員会で報告するものとする。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、福祉部ふくし相談課及び社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止）

2 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成20年3月13日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 岡崎市地域福祉計画事業検討部会員名簿

役 職	氏 名	備 考
部会長	野尻 紀恵	日本福祉大学
委員	加藤 勝己	学区防災防犯協会
委員	今泉 務	岡崎市老人クラブ連合会
委員	加納 寛樹	岡崎市子ども会育成者連絡協議会
委員	茂刈 稔	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	天野 秀子	岡崎市学区福祉委員会連絡協議会
委員	大竹 巨秀	岡崎おやじの会
委員	小池 喜代美	NPO法人岡崎市障がい者福祉団体連合会
委員	伊藤 英樹	岡崎市介護サービス事業者連絡協議会
委員	原田 真典	一般社団法人岡崎青年会議所
委員	三矢 勝司	NPO法人岡崎まち育てセンター・りた
委員	森下 裕介	国際交流NGO V i v aおかざき！！
委員	鈴木 壽美	岡崎市ボランティア連絡協議会
委員	山口 百代	OHPおかざき
委員	小野塚 和子	サークル「あい・ゆう」
委員	猪飼 由美子	多世代型子育てひろば「和っ家」
委員	稲葉 ひより	岡崎女子大学
委員	鈴木 海羽	岡崎女子大学
委員	杉 優奈	愛知学泉大学
委員	伊藤 裕貴	愛知学泉大学

6 岡崎市地域福祉計画事業検討部会運営規程

（設置）

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図るため設置された岡崎市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置要綱第4条に基づき、岡崎市地域福祉計画事業検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項について、調査・検討する。

- （1）計画の事業推進・評価に関すること。
- （2）計画の策定に関すること。
- （3）前2号に関するもののほか、推進委員会の委員長が特に必要と認めた事項

（組織）

第3条 部会は、20人以内で組織する。

2 部会員は、各号に掲げる者のうちから推進委員会の委員長が委嘱する。

- （1）委員
- （2）市民
- （3）地域福祉関係者

（任期）

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、部会員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会員は再任することができる。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 副部会長は、部会員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けた時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

3 部会長は、必要があると認める時は、部会員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、福祉部ふくし相談課及び社会福祉協議会において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第4次岡崎市地域福祉計画

－施策編－

発行：岡崎市／社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会
編集：岡崎市 福祉部 ふくし相談課

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地

電話 0564-23-6774

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会

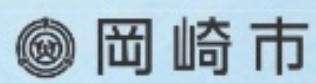
〒444-0802

愛知県岡崎市美合町五本松 68 番地 12

社会福祉センター3階

電話 0564-47-8751

発行年月：令和4年3月



この計画は施策編・実践編で分冊になっています。
実践編はこちらの URL よりご覧ください。